

旭川家庭裁判所家庭裁判所委員会議事概要

テーマ『家庭裁判所の教育的措置と非行少年の再犯防止について』

- 1 開催日時 平成26年12月10日(水)午後1時30分から午後3時30分
まで
- 2 開催場所 旭川家庭裁判所
- 3 出席者(50音順・敬称略)
家裁委員 穴口シゲ子, 小林亨, 鈴木義幸, 竹本康志, 田畑姫都美, 千葉胤久,
堂免雅樹, 藪田貴史, 米木岩雄, 渡邊康
事務局 坂井稔首席家裁調査官, 北岡克敏家裁首席書記官, 西田俊男次席家
裁調査官, 鈴木啓司家裁訟廷管理官, 橋詰浩尚主任家裁調査官, 菅
原誠地裁事務局長, 阿子島恵家裁事務局長, 富所良家裁事務局次長,
高橋直希地裁総務課長, 堤正則地裁総務課課長補佐

4 議 事

- (1) 開会宣言
- (2) 委員交替の報告
- (3) 新任委員の自己紹介
- (4) 説明等

ア 事務局から, 非行少年はどの程度再犯をしているかについて, 統計資料を示しながら説明した。

イ 質疑応答

委 員 少年の再犯者率について, 平成22年から平成24年までの統計に基づく説明があったが, もう少し前からの長期的なデータはあるか。

事務局 平成22年より前のデータは, 手元に持ち合わせていない。

委員 昭和58年から平成25年までの一般少年保護事件の新受人員の推移を見ると、未成年者の人数の減少率に比べ、少年保護事件の新受人員の減少率のほうが高くなっているが、何が理由と考えられるか。

事務局 昭和58年以降、少年保護事件が減少したのは、暴走族集団などの集団非行が減少したことが一つの要因と考えられるが、これが決定的な要因であると言い切れるわけではなく、様々な要因が絡んでいると思われる。

(5) 説明等

ア 事務局から、少年審判手続と処遇選択及びその実情並びに再犯防止につながる教育的措置について、統計資料を示しながら説明した。

イ 質疑応答

委員 教育的措置を行う少年を選ぶ基準は何か。

事務局 明確な基準はないが、裁判所からの動機付けに対し耳を傾け、やる気を示した少年で、かつ、活動先に迷惑を掛けてはいけないという理由から協調性のある少年を選んでいる。非行歴はあまり考慮せず、面接での態度や姿勢を評価して選んでいる。

委員 そうすると、教育的措置を行ってもあまり効果がないと思われる少年には行わないということになるのか。

事務局 大前提として、保護観察や少年院送致などの処分をしない少年に対し教育的措置を行うことになる。その上で、対象少年のタイプや教育的措置の種類によって弁別することになる。

委員 社会奉仕活動などの新たな教育的措置は限られた少年に行っているとのことだが、面接による教育的措置は、すべての少年に行っているのか。

事務局 面接による教育的措置は、すべての少年に行っており、保護観

察や少年院送致が予定されている少年に対しても行っている。

委員 社会奉仕活動などの新たな教育的措置については、少年の保護者にも協力してもらっているのか。

事務局 ほとんどの保護者が参加しており、協力的である。

ウ 意見交換

委員 ほとんどの保護者が教育的措置に参加しているとのことだったが、家ではあまり会話をしない少年が多いと思うので、社会奉仕活動などで少年が一生懸命働いている姿を見ることができ、保護者の立場としては嬉しいことだと思う。

委員 講習型・グループワーク型の教育的措置では、保護者のグループが子育ての悩みを話し合っているということで、少年個人の問題だけではなく、配慮の対象を広げて保護者の対応も行っていることが分かった。

委員 社会奉仕型の教育的措置は、どのような少年を対象にしているのか。

事務局 社会奉仕活動の内容によって選別している。例えば、花壇整備活動であれば、自然とふれあって植物への愛護の気持ちを育てるという意味合いがあるため、粗暴行為を行った少年を選ぶことが多い。また、清掃活動については、社会的な責任をとらせるという意味で窓拭き清掃を行わせたこともある。

事務局 老人ホームでの介護支援活動では、人に対する思いやりの問題を抱えている少年が弱者に対しての視点を学ぶというねらいがあるが、活動の中で少年がお年寄りに声を掛けることによって、お年寄りに喜ばれることがあり、自尊心の低い少年がそこで少し救われるのではないかというねらいもある。

委員 不開始又は不処分で終わる少年が全体の約6割、そのうちの約

9割に教育的措置が行われているとの説明があったが、何らかの処分を受けた少年は再犯率が高いのか。

事務局 警察白書の平成25年の資料では、平成15年から平成24年までの間に少年院を出た人のうち、少年院を出た年を含む5年間に再度少年院に入った人の割合は、約14から16パーセントとなっており、やはり重い問題を抱えている少年が少年院に入り、そこで矯正教育を受けても変わらずに再度少年院に入ってしまうという少年が一定程度いる状況となっている。

委員 社会奉仕活動や野外体験で旭川市の施設を利用しているとのことだが、更に旭川市と連携することによって幅広い教育的措置を行うことができるのではないかと感じた。

事務局 例えば、どのような教育的措置が考えられるか。

委員 すぐには思い当たらないが、旭川市には様々な施設があるので、旭川市役所に相談していただきたい。

委員 家庭裁判所が行っている教育的措置が一定の効果を上げていることは良く分かった。全体的な少年を考えると、教育的措置の対象となる少年は、協調性のある少年で、保護者も協力的であることが必要という説明があったが、そもそも親に定職が無くて親子関係が成立していないとか、家庭が崩壊しているなどの事情が遠因となって非行に走る少年が結構いると思う。そのような困難な状況の中にいる少年をどのようにしていくのかが問題であると思うが、家庭裁判所が行う教育的措置は、そのような少年を対象とすることまでは想定していないのか、それとも想定すべきだが現状では対応できていないということなのか。

事務局 家庭裁判所では多数の少年に教育的措置を行っているが、調査官が教育的措置の結果も含めて裁判官に報告し、裁判官が犯罪行

為と照らし合わせて最終的に判断した結果、多くの少年が不処分という結論に導かれている。少年法では、調査や審判の結果、非行性が無くなった少年については、注意や不処分が良いということになっており、その範囲を超えた少年については、保護処分や少年院送致などにせざるを得ないという枠組みになっている。家庭の問題など大きな問題を抱えている少年については、専門の矯正機関に処遇をしてもらうことになるが、それは、裁判所は処遇機関ではなく、司法機関であるという厳密な区切りが存在するためであると思う。

委員 裁判官の印象としては、少年には可塑性や柔軟性があり、非行を行った少年であっても、そこから更生することがあり、ある程度少年の資質の問題だと思っている。非行がある程度進んだ少年になれば、可塑性や柔軟性についても頑なな少年がいるかと思うが、そのような少年に対しては、専門的で体系的なプログラムを施していかなければ、社会に戻ってこられないのではないかと考えている。そのような少年に対しては、短期的で集中的な教育的措置を施したとしてもなかなか改善が見られないこともあるかと考えている。少年院送致決定までの過程で家庭裁判所としてできることはやっておきたいという気持ちはあるが、専門的プログラムに委ねたほうが少年にとっても良いことだと思っている。他方、可塑性や柔軟性がある少年は、1回の社会奉仕活動であっても劇的な改善が見られることもあり、そのような少年には、不処分又は不開始とするという方針で裁判官としては捉えている。

委員 少年友の会という活動を行っており、家庭裁判所が行う教育的措置の活動に協力している。例えば、野外体験型の活動では、会員が所有する山荘を借りて農作業や野外炊飯を行っているが、会

員が付添人として参加し、少年や保護者とともに作業や会話を
するなどの協力をしている。また、極端に学力が低下している少年
に対し、数学や英語などの勉強を教えることもある。会員は、ほ
とんどが調停委員であるが、弁護士や元教員の参加もある。

委 員 検察庁としても法の枠組みにより制約がある中で成人の再犯防
止について取り組んでいるので大変参考になった。

委 員 少年としては、活動を通じて、普段体験できないことを体験し
たり、普段接しない年代の人と接することで考え方が変わってい
くことがあるのではないかと思った。

委 員 少年友の会の紹介の中で、会員が付添人として活動に参加する
という説明があったが、付添人は、活動での少年の様子を家庭裁
判所に報告するなどの役割を担っているのか。

委 員 付添人は、基本的には家庭裁判所からの依頼を受けて活動して
いるので、活動後、家庭裁判所に報告することになる。

委 員 家庭裁判所が活動の結果を見て判断する場合は、付添人からの
報告と少年や保護者からの報告などを受けて総合的に判断するこ
とになるのか。

事務局 基本的には、調査官の調査の報告ということになり、調査活動
の中で行っているという位置付けである。

委 員 社会奉仕活動は、基本的には1回だけ行うのか。

事務局 多くの場合は1回だけだが、山荘での野外体験は、何回か継続
して行った。

(6) 説明等

ア 事務局から、家庭裁判所以外の専門機関が行う指導と家庭裁判所の教育
的措置の異同、家庭裁判所の教育的措置の特色について説明した。

イ 旭川保護司会所属委員からの説明

委員 更生保護という制度があり，犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより，その再犯を防ぎ，非行をなくし，これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで，社会を保護し，個人と公共の福祉を増進しようとする活動である。更生保護を支える民間ボランティア，施設，団体としては，保護司，更生保護女性会，BBS会，協力雇用主，更生保護施設，更生保護協会等がある。平成25年6月の刑の一部執行猶予制度の導入に伴い，社会貢献活動というものが法改正によって新たに導入され，保護観察所の遵守事項として，一人に対して社会貢献活動を5回行うことになっているが，内容としては，家庭裁判所の教育的措置とそれほど変わるところはなく，公園やスタルヒン球場での清掃活動，高齢者施設や幼稚園での草むしりなど，保護司，保護観察所の職員，更生保護女性会などの民間ボランティアの人とともに奉仕活動を行い，社会の役に立つことや人との関わりを持つことなどを体験することにより，自分も社会の一員であることを自覚してもらい，再犯防止につなげることを目的としている。再犯を防止するためには，居住先と仕事があることが大切になるので，保護司としては，そのようなことについても話をしながら対象者との面接を行っている。

ウ 北海道新聞社旭川支社所属委員からの紹介

委員 家庭裁判所の教育的措置に直接関係するものではないかもしれないが，社会に出て少年が更生するためには，社会的に民間が協力できる体制ができていなければ，なかなか効果が上がらないと考えられ，現状ではどのようなことが行われていて，どのような問題が生じているかということの参考として，幾つかの新聞記事を紹介する。沼田町就業支援センターの活動に関する記事では，

行き場がない全国の少年たちの受け皿として開設されたが、町民の不安という問題もあり、理想に反し、雇用や入所が伸びていないという実態の一方で町内での理解者は徐々に広がっており、漫画「家裁の人」の原作者のコメントとして「非行少年が求めているのは大人の理解者。社会の中で、大人と付き合う喜びが生きる糧になる」と町民との関係に期待しているといった内容が掲載されている。非行少年の更生という関係では、道立児童自立支援施設の大沼学園を紹介した記事もある。また、少年に限らず、成人を含んだ更生に関する記事ではあるが、犯罪者を更生させるために、大阪にあるお好み焼き屋が出所者を雇用するプロジェクトを立ち上げて活動を行っている。全国的にも注目されており、札幌の建設会社も賛同して参加しているという記事もある。

(7) 説明等

ア 事務局から、社会的教育としての新たな教育的措置の開拓の必要性について説明した。

イ 意見交換

委員長 教育的措置を行うことによって、少年が世の中の役に立つことや感謝されることを経験し、また、保護者と一緒に活動することによって保護者と少年との関係が改善されることが期待できる。そのような観点から、具体的にどのような活動が考えられるか意見をいただきたい。

委員 少年友の会での補導委託協力先としては、旭川市教育委員会の彫刻美術館，旭山動物園，旭川市公園みどり課，総合体育館，旭川障害者連絡協議会，MO山荘，当麻町にある農園などがある。

委員 障害者と交流することは、かなり効果があるのではないかと思う。また、雇用主に対して助成金が出る制度があるので、雇用主

にはそういう制度を積極的に利用して雇用していくということも必要だと思う。

委員 社会貢献活動は、今後どの程度の人数が対象となってくるかわからない状況である。今のところは、保護観察官と保護司とで対応できるのではないかとされているが、保護観察官と保護司がいつも一緒にいることになり、違った人との関わりということも必要になってくると思うので、協力してもらえ人と一緒に活動をして会話をすることにより、対象者にも得るものがあるのではないかと思う。

委員 テーマから外れるかもしれないが、弁護士としては、少年に弁護士である付添人を付けるということも必要だと思う。付添人には、事実を確認したり、被害弁償や示談をしたり、関係の調整をするなどの役割があり、少年の面会に行くと、今度はいつ来てくれますかと言われたりすることもあるので、少年は話し相手がほしいというのがあると思う。過去に重大な事件を起こした少年の付添人をした際は、少年院に入った後も手紙のやりとりをしたり、少年院を出た後もメールのやりとりをした経験がある。弁護士としては仕事で行っているが、少年としては必ずしもそうではなく、周りに家族などがいないような少年には、意外と付添人の影響は大きいと感じた。もしかすると、話を聞いてあげるだけでも再犯防止に役立つのではないかと考えており、弁護士の立場としては、できるだけ付添人を付けたほうが良いと思っている。

委員 検察官としては、警察から直接家庭裁判所に送致される少年事件もあるため、すべてを把握しているわけではないが、家庭環境に問題のある事案は相当数あり、その中で保護者以外の大人とふれあう機会をどこまで作れるかということが大事なことだという

ことを，これまでの話を聞いていて改めて痛感させられた。

委員 裁判官としては，少年に対して何らかの処分をするということであれば，その後の少年の健全な育成に向けてのプロセスは続いていくが，家庭裁判所で不処分又は不開始として終える場合には，少年に対する法的な働きかけが途絶えてしまうことになるので，家庭裁判所として，できることは確実に行いたいと思っている。少年個々人にとって何が一番適切なアプローチになるのかということも探求しながら進めていきたいと考えており，そのためには，教育的措置の豊富なメニューを用意しなければならないと思っているところであるが，裁判所も人的物的な資源は限られており，やはり民間の方々の協力を仰ぎながら進めていきたいと考えているので，引き続き，助言をいただければ活用していきたいと考えている。

委員 最近の少年達の特徴として，共感性が乏しいとか，人間関係が希薄であるという説明があったが，個人的な意見としては，一人で行動しがちな少年に対しては，例えば，ボランティア活動だけではなく，簡単にできるチームスポーツに取り組みさせることが良いのではないかと感じた。チームスポーツにはルールがあるので，自分の思い通りにならないときに何かを学んだり，実際に汗をかいて身体を動かし，チーム一丸となって何かを成し遂げることの喜びのようなものを身体で感じられる機会になると思う。チームスポーツであれば，民間のチームでも協力できる余地はあるかと思う。

事務局 スポーツではないが，万引き被害を考える教室という活動では，少年を集めて，被害者に宛てた手紙を考えさせるということを行っている。また，野外活動についても農作業や野外炊飯などで集

団行動を取り入れており、今年始めたばかりではあるが、今後も行っていきたいと考えている。

委員 沼田町就業支援センターの少年達が、BBS会の人と旭川更生保護サポートセンターの保護司とともに、旭川市の冬祭りの雪像作りに参加したことがあったが、雪像を作り始めたときは、あまり積極的ではなかった少年達が、最終的には一生懸命になり、完成した雪像に感動して、来年も参加したいと述べていたということを知ったことがあり、最初は乗り気ではなくても何かをやりだすと少年は熱中するのだと思う。

委員 自分には孫がいるが、スポーツには興味を示さなくなり、ゲームに明け暮れている。やはりチームスポーツなどに取り組むことによって、若い人達は変わってくるのではないかと感じた。

委員 再犯防止を考えると、学校との関係というのは難しい思ったが、実はとても大切なことで、犯罪を犯した少年達は、どこかの学校に所属していたいという気持ちがあると思うので、そこで学校が何らかの協力をするところまでは思うが、具体的に家庭裁判所の教育的措置に学校がどう関わっていくかとなると難しいことだと思う。また、教育的措置の協力先を探しているところだが、協力先を探していること自体があまり知られていないと思うので、もっと積極的にいろんなところに声を掛けていくことが必要だと感じた。

事務局 学校との関係では、学校の中の大勢の人が少年非行に関わっている事案などの場合、教育的措置の一つのやり方として、審判で処分を決める前に一定期間の観察期間を設けることがあるが、その期間中に調査官が学校に行き、少年が学校に戻ってどのように生活しているかなどを調査することがある。場合によっては学

校に受け入れ先になってもらったり，学校の中で何か問題が見つければ，教師の方とチームを組んで検討していくといった経験はある。

委員 むしろ学校の環境が少年が非行に走る問題点の一つになっていて，学校を切り離すことが考えられると思っていたが，教育的措置の特別な環境を作るのではなく，もともとの学校の環境の中で教育的措置を行っているという説明を聞いて，今後もさらに進めてほしいと感じた。

委員 調停委員として離婚問題を取り扱っているが，その中で子どもの親権の問題が取り上げられることがある。離婚調停を申し立てる年代が最近は非常に若くなっており，その子ども達の将来を考えるとこの先どうなるのかということが懸念され，結婚の在り方や家庭の在り方について子どもを交えて相対的に何か取り組むことが見つければ良いと思っている。

委員長 一番大事なのは，少年は話を聞いてくれる人を求めているということで，身近にそういう人がいるような教育的措置を行っていくことが大事であると感じた。本日は，委員の皆様から様々な意見をいただいたので，参考にできるところは参考にしていきたい。

(8) 次回開催日時等

次回の家裁委員会を地裁委員会との合同開催とし，テーマを「家庭裁判所調査官の役割について」（仮題）として，平成27年5月20日（水）午後3時に開催することとされた。

(9) 閉会宣言

配 布 資 料

資料 1 スライド画面「家庭裁判所の教育的措置と非行少年の再犯防止について」

資料 2 法務省保護局リーフレット「社会貢献活動」 委員提供

資料 3 法務省保護局パンフレット「更生保護」 委員提供

資料 4 新聞記事抜粋 委員提供

(配布資料添付省略)